

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 の一部を改正する法律案

平成 17 年 2 月
経 済 産 業 省
文 部 科 学 省

1. 法律改正の目的

原子力安全規制の充実を図るため、①国際的なテロ脅威の高まり等を踏まえた核物質防護対策の強化、②原子炉等で用いられたコンクリート等のうち放射能濃度の十分低いものにつき通常の廃棄物等と同等の扱いを認める制度の導入、③原子炉等を廃止する場合の安全規制の見直し等所要の措置を行う。

2. 法律案の概要

(1) 核物質防護対策の強化

国際原子力機関（IAEA）の策定した核物質防護ガイドラインに対応した防護措置を講ずるため、核物質防護規定の遵守状況に関する国の検査制度を新設する。また、防護に関する秘密を知り得る事業者等に対して守秘義務を課し、違反者に対しては罰則を適用する（国外犯についても規定）。

(2) クリアランス制度の導入

原子力施設に用いられた金属、コンクリート等であって放射能濃度が著しく低いことを主務大臣が確認したものについては「核燃料物質によつて汚染された物」でないものとして取り扱う旨の規定を設け、通常の廃棄物と同等の処分、再生利用を可能とする。

(3) 廃止措置の安全規制に関する規定の整備

供用終了後の原子炉等についての廃止措置に関する規制の充実を図るため、その原子炉等を廃止しようとする事業者に対して、廃止措置の計画の認可を受けることを義務付けるとともに、終了時に主務大臣の確認を受けることとする等の規定を整備する。

(4) その他

罰則の改正その他の規定の見直しを行う。

3. 今期通常国会に提出する必要性

近年の国際的なテロ脅威の高まりや核物質防護に関する最新の IAEA ガイドラインの改訂を踏まえ、国内制度の整備を早急に行うことが必要である。

また、現在進められている日本原子力発電(株)東海発電所の原子炉の解体工事が平成18年度以降本格化することから、早急にクリアランスに係る法制度や廃止措置規制の整備を行うことが必要である。